

段級審査規程

【総 則】

(趣旨)

- 第1条 本規程は、射手の技量・学識を審査して、これに適合する段級位を授与し、もって本人に励みを与えると共に射撃技術の向上と射撃競技発展の一助とすることを目的とする。
- 第2条 わが国におけるライフル射撃の段級審査は、すべて本規程に準拠して実施する。段級位の授与は、社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）がこれを行う。

【段級審査委員会】

(運用)

- 第3条 本規程の適正な管理を行うと共に高段者の段級審査を行い、協会の地方加盟団体およびその他の加盟団体（以下「加盟団体」という）より登録申請に対する最終審査を行うため、「中央段級審査委員会」を置く。
- 第4条 中央段級審査委員会の委員は、協会の理事会において選任する。
委員会の構成は次のとおりとする。
- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 2名 |
| 委員 | 若干名 |
- 委員の任期は本協会役員任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 第5条 加盟団体は、加盟団体の段級審査業務遂行のため、それぞれの段級審査委員会を設けるものとする。
その構成は、中央段級審査委員会に準ずる。
加盟団体が設ける段級審査委員会およびその委員については、あらかじめ協会に申請して承認を得なければならない。
- 第6条 段級審査委員は、公認審判員の資格を有する者から選任しなければならない。

【段級位および称号】

- 第7条 段級位の区分および種目は<付表1>のとおりとし、それぞれの成績に対して段級位を授与する。この場合、段級位の頭書に当該区分名を、後尾に種目を付して呼称するものとする。段級位およびその基準点は<付表2～7>のとおりとする。なお、前装銃については、日本前装銃射撃連盟より中央段級審査委員会に提案されたものを審議したのち、理事会の議決を経て制定するものとする。
- 第8条 ライフル射撃界の発展に尽力のあった者、あるいは過去において射撃技術が特

に優秀であった者に対し、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議により師範の称号を贈ることができる。

- 第9条 前条の師範の登録料は〈付表8〉のとおりとする。
加盟団体より推薦する場合にあつては推薦理由書および本人のスポーツ歴を添付のうえ提出すること。

【段級審査】

第10条 段級審査会は、次の2種類とする。

1. 中央段級審査会（協会本部に置く）
2. 加盟団体段級審査会（加盟団体ごとに置く）

第11条 段級審査会は、競技会等を兼ねて開催するものとする。

加盟団体段級審査会にあつては、競技会とは別に段級審査会を開催することができる。この場合、受験者は1種目につき3名以上を原則とする。ただし、前装銃については1名から受験できるものとする。

いずれの場合も、段級審査委員2名以上の立会いを要する。ただし、段級審査委員の立会いに支障がある場合は、当該段級審査委員長の委嘱による公認審判員2名以上をもってこれに代えることができる。

第12条 段級審査を兼ねて開催する競技会は、次のとおりとする。

段級審査を兼ねて競技会を開催した場合は、記録公認規程に基づき、「競技会実施報告書」を提出するものとする。

1. 中央段級審査会

公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2及び格付規程に基づきG2相当と認められた格上G3の競技会

- A. 協会の公式事業として年間事業計画表に記載された競技会
- B. 前記のほか、理事会により承認された競技会

2. 加盟団体段級審査会

公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4の競技会

- A. 加盟団体が主催または主管する競技会
- B. 加盟団体が主催または主管する加盟団体の集合体（ブロック）の競技会
- C. 加盟団体が主催する段級審査会

【段級審査委員会、段級審査会と段級の関係】

第13条 段級審査委員会、段級審査会と審査する段級の関係は、次のとおりとする。

1. 中央段級審査委員会は、中央段級審査会において全段級位を審査する。

2. 加盟団体段級審査委員会は、加盟団体段級審査会において4段以下の段級位を審査する。
3. 中央段級審査委員会の委員は、加盟団体の段級審査会、または主催者の要請により、他の段級審査会に立ち会うことができる。

【受験および受験の手続き】

第14条 初段以上の段位受験には、協会の会員資格を要し、1級以下の級位受験には、加盟団体の会員資格を必要とする。ただし、ビーム関係の6級以下の受験には、特に会員資格を設けない。

第15条 受験の方法は次のとおりとする。

1. 段級位の受験は、下級から順次上級におよぶものとする。
2. 5級と1級の受験は必須とする。それ以外の級位は受験を省略することができる。
3. 級位のすべてならびに初段から4段までは同時受験することができる。
1級と初段の同時受験はできない。
4. 段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験とする。
5. 同一区分内の他の種目を受験する場合は1段級上位より受験することが出来る。
6. 学科試験は、5級および初段の実技合格者に対して実施する。
7. 学科試験問題は、中央段級審査委員会が作成したものを使用する。

第16条 受験希望者は、受験申請書<様式1>に指定事項を記入の上、<付表2>より<付表7>に定める検定料を添え、段級審査会開始前の指定日時までに提出するものとする。同時受験の手続きにあつては、前条によるとともに、各段級ごとに受験申請書を1部ずつ作成し、各段級検定料を加算した検定料を添えるものとする。

納入された検定料は事由の如何にかかわらず返却しない。

【段級証書】

第17条 協会は、段級審査合格者について段級位原簿に登録するとともに、段級位証書を授与する。

第18条 協会は、第8条規程による称号者について称号原簿に登録するとともに、称号証書を授与する。

【段級事務委託】

第19条 協会は、中央段級審査委員会の答申に基づき、第17条の規程のうち1級以下の級位証書の交付事務を加盟団体に委託することができる。事務委託を受ける加

盟団体は、第5条による段級審査委員会の設置の承認を得たものとする。

【段級登録申請および登録料】

第20条 加盟団体は加盟団体段級審査委員会において合格した者については<付表2>から<付表7>に定める登録料を添え、<様式1>により協会へ登録申請を行うものとする。

協会は、この申請に基づき、中央段級審査委員会の承認を得て、第17条に準じて処理を行うものとする。

2. (下線部追加) 加盟団体は、合格した者についての事務処理を受験日より1ヶ月以内に行うものとする。

【罰 則】

第21条 段級審査委員会委員、称号者または段級位を有する者が、段級審査会、受験等に関連して不正行為をなし、あるいは、その他品位を汚し、名誉を毀損する等の行為があったときは、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもってその役職、称号または段級位の返上を命じ、または剥奪することができる。

第22条 前条に準じ、加盟団体より申請のあった場合も、前条に準じて処理するものとする。

第23条 段級事務委託に関しての不正行為、並びに事務処理の停滞があった場合は、中央段級審査委員会の答申を経て、理事会の決議をもって事務委託の停止を行うことができる。

【検定料の特例について】

第24条 会員登録において、「生徒」として登録されている会員が3段以下の段級位を受験する際の検定料については半額とし、段級証書のみ交付するものとする。なお、事務委託料については、基準表のとおりとする。

【附 則】

1. 段級審査会の競技規則は、協会の定める各競技規則によるものとする。
2. 本規程の改廃は中央段級審査委員会および理事会の議決を経て実施する。
3. 本規程は、平成13年4月1日より施行する。
4. 本規程は、平成13年10月20日改正された。
5. 本規程は、平成20年5月24日改正され、平成21年4月1日より施行する。
6. 本規程は、平成20年12月13日改正され、平成21年4月1日より施行する。
7. 本規程は、平成21年5月30日改正され、平成21年6月1日より施行する。
8. 付表1、2、4、6は、平成22年2月27日改正され、平成22年2月27日より施行する。

段 級 審 査 受 験 申 請 書									
現住所	〒 ー								
フリガナ				生 年 月 日			所属協会・連盟名		
氏 名			大昭平	年 月 日					
日 ラ 会 員 I D			電 話 番 号			職 業			
			ー ー						
既得の段級位	種 目				受 験 種 目				
	姿 勢				姿 勢	発			
	段 級 位				段 級 位	段 級			
	証 書 番 号				受 験 料			受 付 者	
上記の段級審査の受験を申請します									
平成 年 月 日									

段 級 登 録 申 請 書																	
競 技 会 名				会 場													
立 会 審 判 員				立 会 審 判 員													
基 準 点	点	得 点	点	審 査 結 果	合 否												
学 科 試 験 の 実 施				登 録 料													
社団法人 日本ライフル射撃協会 会 長 坂 本 剛 二 殿				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">段級証書発行代行加盟団体記入欄</th> </tr> <tr> <td style="width:50%;">加盟団体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証 書 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>						段級証書発行代行加盟団体記入欄		加盟団体名		証 書 番 号		発 行 年 月 日	年 月 日
段級証書発行代行加盟団体記入欄																	
加盟団体名																	
証 書 番 号																	
発 行 年 月 日	年 月 日																
上 記	合格者名																
の段級登録を申請します																	
平成 年 月 日																	
加盟団体名							印										
会 長 名							印										
段級担当者名							印										

※ 受験者は、上段太線枠内を記入すること
 下段は、段級審査委員会で記入
 各段級位・種目別に作成すること

日 ラ 記 入 欄	
日ラ証書番号	
発 行 年 月 日	年 月 日

<付表1> 段級位の区分及び種目

ライフル関係						ピストル関係		前装銃(種子島)関係					
区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目				
BB	3×40	SB	3×40	AR	3×20	BR	S60	50mPISTOL	60	立射	10		
	3×20		3×20		P60		S40	RFP	60			膝射	10
	P60		P60		S60		T60	SP	60			侍筒	10
	P40		S40		25mPW		60	短筒	10				
					CP		60						
					AP		60						
					40								
					HR		40						
		BP	40										
1. 射距離:300,150,100		1. スコープ付を含む。											
2. スコープ付を含む。 (スコープ付きと記載)		(スコープ付きと記載)											

※段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあつては同級より直接受験することができるが、段位にあつては初段からの受験とする。
 ※同一区分内の他の種目を受験する場合は1段級上位より受験することが出来る。

<付表2> ビックボア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位						事務手続き関係		
	3×40	3×20	P60	P40	検定料	備考	登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	1,150	575	595	397	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	0
5 段	1,130	565	590	394	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	0
4 段	1,110	555	585	390	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	1,000
3 段	1,090	545	580	387	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
2 段	1,060	530	570	380	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
初 段	1,020	510	560	374	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
1 級	960	480	540	360	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2 級	880	440	520	347	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3 級	800	400	480	320	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4 級	640	320	400	267	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5 級	440	220	300	200	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500

※射距離：300m、150m、100m

注)スコープ付きのライフル銃を含む。

<付表3> スモールボア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位	3×40	3×20	P60	検定料	備考	事務手続き関係	
						登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	1,150	575	595	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	0
5 段	1,130	565	590	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	0
4 段	1,110	555	585	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	1,000
3 段	1,090	545	580	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
2 段	1,060	530	570	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
初 段	1,020	510	560	3,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	1,000
1 級	960	480	540	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
2 級	880	440	520	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
3 級	800	400	480	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
4 級	640	320	400	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500
5 級	440	220	300	2,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500

※射距離:50m

注)スコープ付きのライフル銃を含む。

<付表4> エア・ライフル段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位	3×20	P60		S60	S40	検定料		備考	事務手続き関係		
		小数点				生徒			登録料(日ラへ)	生徒	加盟団体 事務委託料
6 段	590	599	623	585	390	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	6,000	0
5 段	585	597	621	580	387	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	0
4 段	580	595	619	570	380	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	570	593	617	550	367	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	560	585	608	530	354	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	540	575	598	510	340	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	520	560	582	490	327	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	490	545	567	440	294	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	460	530	551	390	260	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	430	510	530	340	227	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	400	480	499	290	194	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500

※射距離:10m

<付表5> ピistol関係段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位	50mピistol	RFP60	SP60	25mピistol 女子	CP60	AP60	AP40	HR40	BP40	検定料		備 考	事務手続き関係		
										生徒	生徒		登録料(日ラへ)	加盟団体 事務委託料	
6 段	565	590	585	580	580	570	380	385	380	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	6,000	0
5 段	560	585	580	575	575	564	376	380	376	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	0
4 段	555	580	575	570	570	555	370	375	370	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	540	575	570	565	565	540	360	370	360	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	525	570	565	555	555	525	350	360	350	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	520	565	560	550	550	510	340	350	340	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	500	560	555	540	540	495	330	340	330	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	490	550	550	530	530	470	315	320	315	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	470	540	540	520	520	450	300	300	300	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	-	-	-	-	-	420	280	280	280	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	-	-	-	-	-	390	260	260	260	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
6 級	-	-	-	-	-	-	-	-	240	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500
7 級	-	-	-	-	-	-	-	-	220	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500

<付表6>ビーム・ライフル関係段級審査得点基準表(消費税込)

種目 段級位	BRS60		BRS40		BRT60		検定料		備 考	事務手続き関係		
		小数点		小数点		小数点		生徒		登録料(日ラへ)	生徒	加盟団体 事務委託料
6 段	585	608	390	406	596	620	6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	6,000	0
5 段	580	603	387	402	593	617	5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	0
4 段	570	593	380	395	590	614	4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	550	572	367	382	585	608	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	530	551	354	368	578	601	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	510	530	340	354	570	593	3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	490	510	327	340	555	577	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	440	458	294	306	540	562	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	390	406	260	270	525	546	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	340	354	227	236	510	530	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	290	302	194	202	480	499	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
6 級	240	250	160	166	450	468	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500
7 級	190	198	127	132	398	414	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500

注1)小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

<付表7> 前装銃(種子島)段級審査得点基準表(消費税込)

種 目 段 級 位	立射 10	膝射 10	侍筒 10	短筒 10	検 定 料	備 考	事務手続き関係	
							登録料 (日ラへ)	加盟団体 事務委託 料
6 段	90	95	90	90	7,000		7,000	0
5 段	85	90	85	85	6,000		6,000	0
4 段	80	85	80	80	5,000		4,000	1,000
3 段	75	80	75	75	4,000		3,000	1,000
2 段	70	75	70	70	4,000		3,000	1,000
初 段	65	70	65	65	4,000		3,000	1,000
1 級	60	65	60	60	3,000		2,000	1,000
2 級	55	60	55	55	3,000		2,000	1,000
3 級	50	55	50	50	3,000		2,000	1,000
4 級	40	45	40	40	2,000		1,500	500
5 級	30	35	30	30	2,000		1,500	500

<付表8> 師範の登録料

称号	登録料
師範	50,000円